

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

第十二回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が支給されることになりました

- 対 象      特別弔慰金は戦没者などの死亡当時の遺族で、令和7年4月1日（基準日）において公務扶助料や遺族年金など受ける人がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給されます。
- ①基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
  - ② 戦没者などの子
  - ③戦没者の死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹※婚姻や養子縁組により、令和7年4月1日現在で氏が変わっている人を除く
  - ④ ③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
  - ⑤①から④まで以外の戦没者などの三親等内の親族※戦没者死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人

■ 支 給 内 容      額面27万5千円、5年償還の記名国債

■ 請 求 期 限      令和10年3月31日

■ 問 合 せ      福祉課（☎44-8239）  
新里支所市民生活課（☎74-2904）  
黒保根支所市民生活課（☎96-2112）



問い合わせ  
保健福祉部福祉課社会福祉係  
担当 吹上  
TEL 0277-44-8239（直通）